

共愛会病院 指定居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 徳洲会 が開設する 共愛会病院 指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う 指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態または要支援状態（以下「要介護状態等」という）にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的としている。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等になった利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス 及び福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という)が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援を行う。

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は 次のとおりとする。

- (1) 名 称 : 共愛会病院 指定居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 : 函館市 海岸町 6 番 3 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職種内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤(兼務) 1 名
管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 常勤 2 名以上 (うち 1 名は管理者と兼務)
介護支援専門員は指定居宅介護支援の職務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日 (祝日を除く)
但し、12月31日から1月3日までを除く
 - (2) 営業時間 月～金 午前9時から午後5時迄
土 午前9時から午後12時30分迄
- (※ 営業時間外や夜間・祝日等は携帯電話に転送され事務当直職員が対応する。)

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料金等)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 相談体制

事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。

(2) 課題分析表の種類

利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析方式については、「包括的自立支援プログラム方式」(三団体方式)、「インターライ方式」、「全社協居宅サービス計画ガイドライン方式」等とする。

(3) 介護サービス計画の作成

(4) サービス担当者会議

介護サービス計画原案に対し専門的見地から意見を求めるため当該計画原案に位置付けた指定居宅介護サービス等の担当者を招集し、サービス担当者会議を開催する。

(5) 居宅訪問

居宅サービス計画作成にあたり、利用者の置かれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成においても、居宅サービス計画変更など利用者等が求めるサービスが適切に提供されるよう、居宅訪問等の方法による支援を行う。

(6) 利用料金等

一、第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、1ヶ月回数を問わず一律1,000円を徴収する。

二、前項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で支払いに同意する旨の文章に署名(記名捺印)を受けることとする。

(7) 介護支援専門員1人あたりの担当件数

介護支援専門員1人あたりの担当件数は**44.0件以下**となるようにする。

(要支援者は3分の1で計算)

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は 函館市(旧戸井町、旧南茅部町、旧恵山町、旧椴法華村を原則として除く)、北斗市、七飯町とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条(1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一、虐待の防止のための対策を検討する委員会(定期委員会及び適時委員会)を開催するとともに、その結果を従業者に周知する

二、虐待の防止のための指針を整備する。

三、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四、前述の三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(2) 事業所はサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等、高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他の運営についての留意点)

第9条 事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとして、

また、業務体制の整備をする。

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった後についてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- (3) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は 令和 元年(2019 年) 6 月 1 日から施行する。

この規定は 令和 2 年(2020 年) 9 月 1 日に変更する。 第 4 条(2)

この規定は 令和 4 年(2022 年) 4 月 1 日に変更する。 第 4 条(2)

この規定は 令和 6 年(2024 年) 12 月 1 日に変更する。

第 3 条(2)、第 4 条(2)、第 6 条(2)、第 6 条(7)、第 8 条(1)・(2)